



2018年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社青森銀行
代 表 者 名 取締役頭取 成田 晋
(コード番号 8342 東証第一部)
問 合 せ 先 総務部長 栗橋 伸行
(TEL 017-777-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、2018年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年6月26日開催予定の第110期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当行は、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るため、役付執行役員制度を導入し、経営の「監督」と「執行」の分離を一段と進めることで、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図ることいたしました。

これに伴い、執行を兼務する取締役を執行役員に移行することとなるため、現行定款において「選定する」としている常務取締役について、「選定することができる」に変更し、役付取締役の選定に機動性、柔軟性を持たせるため現行定款第28条の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月26日(火)
定款変更の効力発生日	2018年6月26日(火)

以 上

(別紙)

株式会社青森銀行定款 変更内容対比表

(下線箇所が変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 総 則 第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第27条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役頭取1名、常務取締役若干名を選定する。なお業務の都合により取締役会長1名、取締役副頭取、専務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>3 取締役頭取は、当銀行を代表する。</p> <p>第29条～第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査等委員会 第32条～第34条 (条文省略)</p> <p>第6章 計 算 第35条～第38条 (条文省略)</p> <p>以 上</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第28条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役頭取1名を選定する。なお取締役会長1名、取締役副頭取、専務取締役、<u>常務取締役各</u>若干名を選定することができる。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 第32条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算 第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>以 上</p>